

新潟県中東福祉事務組合
障害者活躍推進計画
(令和2年度～令和4年度)

令和2年4月

新潟県中東福祉事務組合

I 計画の策定にあたって

1 計画概要

機関名	新潟県中東福祉事務組合
任命権者	管理者 五泉市長 伊藤勝美
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)

- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 計画策定の趣旨

- 当組合では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要となっています。

令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

そこで、障がい当事者の視点に立つとともに、障害者雇用促進法の理念を踏まえ、このたび、「障害者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が活躍できる職場づくりに向けて取り組んでまいります。

3 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、全ての職員に対して周知するとともに、当組合のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

Ⅱ 障がい者の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

- 障害者雇用推進者として事務局長を選任します。
- 障害者雇用推進者は、各取組についての実施状況を把握・検証します。課題が生じた際など、必要に応じて検討を行います。

2 職務の選定・マッチング等

- 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務整理表等を活用した職務の選定及び創出について検討を行います。
- 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。
- 毎年の任免状況通報のタイミングで、職員の定着状況を把握・進捗管理を行います。

3 職場環境の整備

- 新規に採用した障がい者については定期的な面談で配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

4 職員の採用・育成等

- 当該年6月1日時点の法定雇用率以上の実雇用率を達成します。毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。
(参考) 当組合の令和元年6月1日時点の実雇用率：4.44%
- 特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行います。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がい限定すること。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられるこ

- と」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

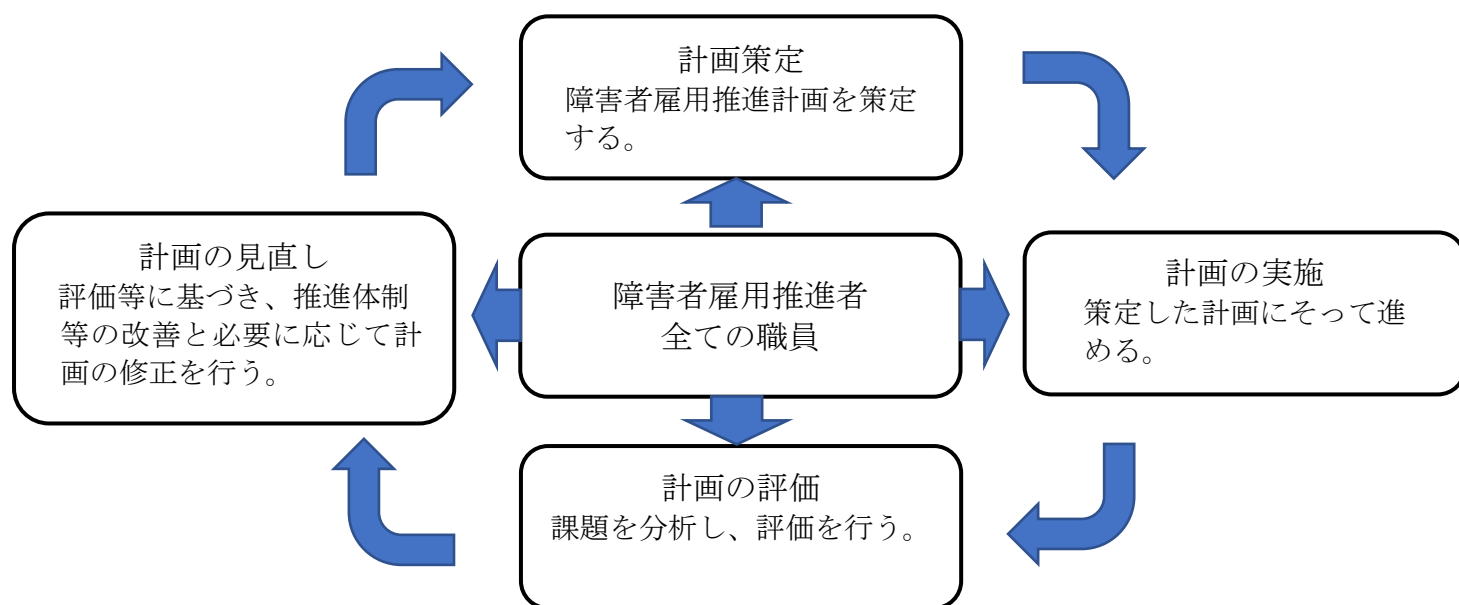
5 優先調達等

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）等を踏まえ、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進します。

Ⅲ 計画の推進

1 計画の進捗管理

- この計画の着実な推進を図るために、障害者雇用推進者は、計画の進捗管理を行います。進捗管理は、各取組内容について点検・評価を行い、その結果を計画の推進に反映させます。また必要に応じて計画の見直しも行います。



新潟県中東福祉事務組合障害者活躍推進計画

発行 令和2年4月

企画・編集 新潟県中東福祉事務組合

〒959-1846 五泉市尻上118番地

TEL (0250) 42-0833 (代表)

FAX (0250) 42-3845

E-Mail info@funaoka-gosen.com